

# 第4章

誘導区域、誘導施設の設定

## 4—1. 誘導区域設定の考え方と手順

### (1) 誘導区域と本市の考え方

#### 1) 居住誘導区域

人口減少の中であっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として、都市再生特別措置法のほか、「都市計画運用指針」に示されている考え方や区域像に基づき設定します。

本市では、利便性の高いエリアに居住誘導区域を設定し、緩やかな居住の誘導を図り、住環境の維持・増進を促進します。

#### 【都市再生特別措置法】(第 81 条)

居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定める。

#### 【都市計画運用指針】(居住誘導区域を定めることが考えられる区域)

- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

#### 2) 都市機能誘導区域

原則として居住誘導区域内に設定し、主要な都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域として、都市再生特別措置法のほか、「都市計画運用指針」に示されている考え方や区域像に基づき設定します。

本市では、都市計画マスタープランで掲げる将来都市構造や本計画で目指す都市の骨格構造を実現するために都市機能誘導区域を設定し、誘導による拠点機能の向上を図ります。

#### 【都市再生特別措置法】(第 81 条)

都市機能誘導区域及び誘導施設は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な都市機能増進施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られるように定めるものとする。

#### 【都市計画運用指針】(都市機能誘導区域の設定)

- 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- 都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

### 3)各区域の将来イメージ

本計画で想定する各区域の将来イメージは以下の通りです。

■各区域の将来イメージ

区域		将来イメージ	
都市計画区域	市街化区域	居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口密度が一定程度に保たれており、都市機能誘導区域や身近な店舗等に徒歩や公共交通でアクセスできる</li> <li>○災害リスクが軽減され、安全安心な暮らしが実現される</li> </ul>
		都市機能誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市全域や周辺地域からの利用者を対象とした様々な都市機能の集積により更なる利便性の向上が図られ、持続的に提供される各種サービスが徒歩で利用できる</li> <li>○災害リスクが軽減され、安全安心な暮らしが実現される</li> </ul>
		居住誘導区域外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣の日常生活サービス施設の利用が主となるが、公共交通や自転車により居住誘導区域や都市機能誘導区域にアクセスすることで、高次の日常生活サービス施設を利用できる</li> <li>○今後生活利便性が高くなる見通しのある地域は居住誘導区域への編入が検討される</li> </ul>
	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活の移動は自動車を中心となるが、地域によっては公共交通や自転車の利用により都市機能誘導区域等にアクセス可能</li> <li>○集落地や住宅団地等では、防災・安全に配慮された居住環境が維持されている</li> </ul>	
都市計画区域外		<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活の移動は自動車を中心であるが、都市機能誘導区域等へのアクセス手段の確保により漁村環境と調和する集落地の維持が図られている</li> <li>○集落地や住宅団地等では、防災・安全に配慮された居住環境が維持されている</li> </ul>	

## (2) 誘導区域設定の手順

市街化区域のうち、都市機能や居住が一定程度集積している範囲でかつ、将来の人口見通しを勘案して、都市機能が一定程度充実、または良好な居住環境が確保される範囲を「拠点レベル」という指標を設定し定量的に抽出します（STEP1）。

次いで、都市機能等のレベルに応じ、高レベルの分布が見込まれる範囲を「都市機能の誘導を目指す範囲」、一定レベルの分布が見込まれる範囲を「居住の誘導を目指す範囲」とします（STEP2）。

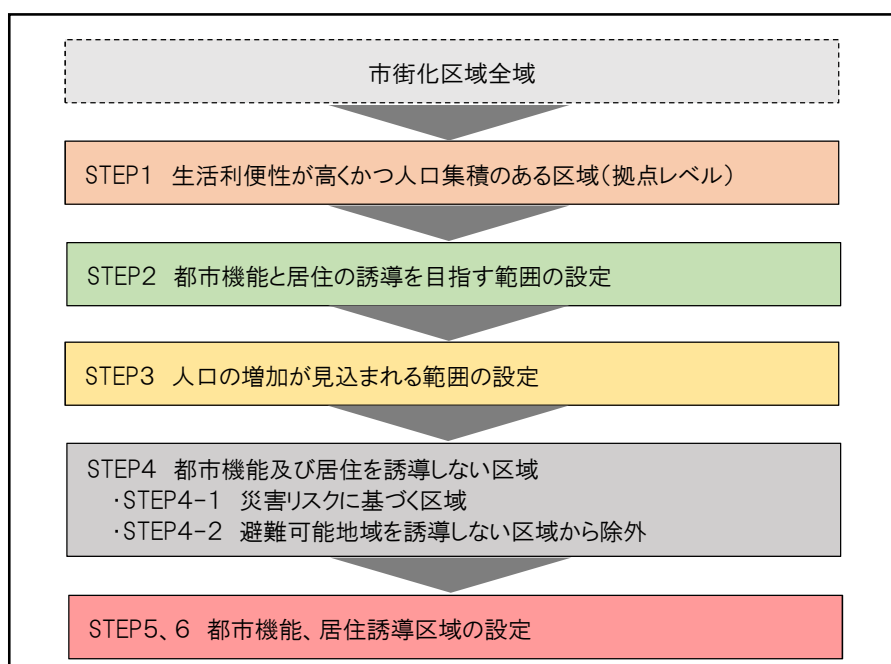
また、「居住の誘導を目指す範囲」に加え、土地区画整理事業により良好な住環境が整備されている地区に加え、今後、「大麻町総合防災センター（仮称）」を整備し、防災拠点としての機能充実を図っていく板東駅周辺を「人口の増加が見込まれる範囲」として設定します（STEP3）。

さらに、「都市機能の誘導を目指す範囲」、「居住の誘導を目指す範囲」のうち、法律等で誘導区域に含めてはいけない区域を除外します（STEP4-1）。

「誘導区域に含めてはいけない区域」の「慎重な判断を要する範囲（洪水、津波、高潮）」のうち、避難可能地域は誘導区域に含める区域の候補として設定します（STEP4-2）。

「誘導区域に含めてはいけない区域を除外した都市機能の誘導を目指す範囲」のうち、地形地物、用途地域界を見極め、「都市機能誘導区域」を設定します（STEP5）。

「誘導区域に含めてはいけない区域を除外した居住の誘導を目指す範囲」のうち、地形地物、用途地域界を見極め、「居住誘導区域」を設定します（STEP6）。



■ 誘導区域設定のフロー



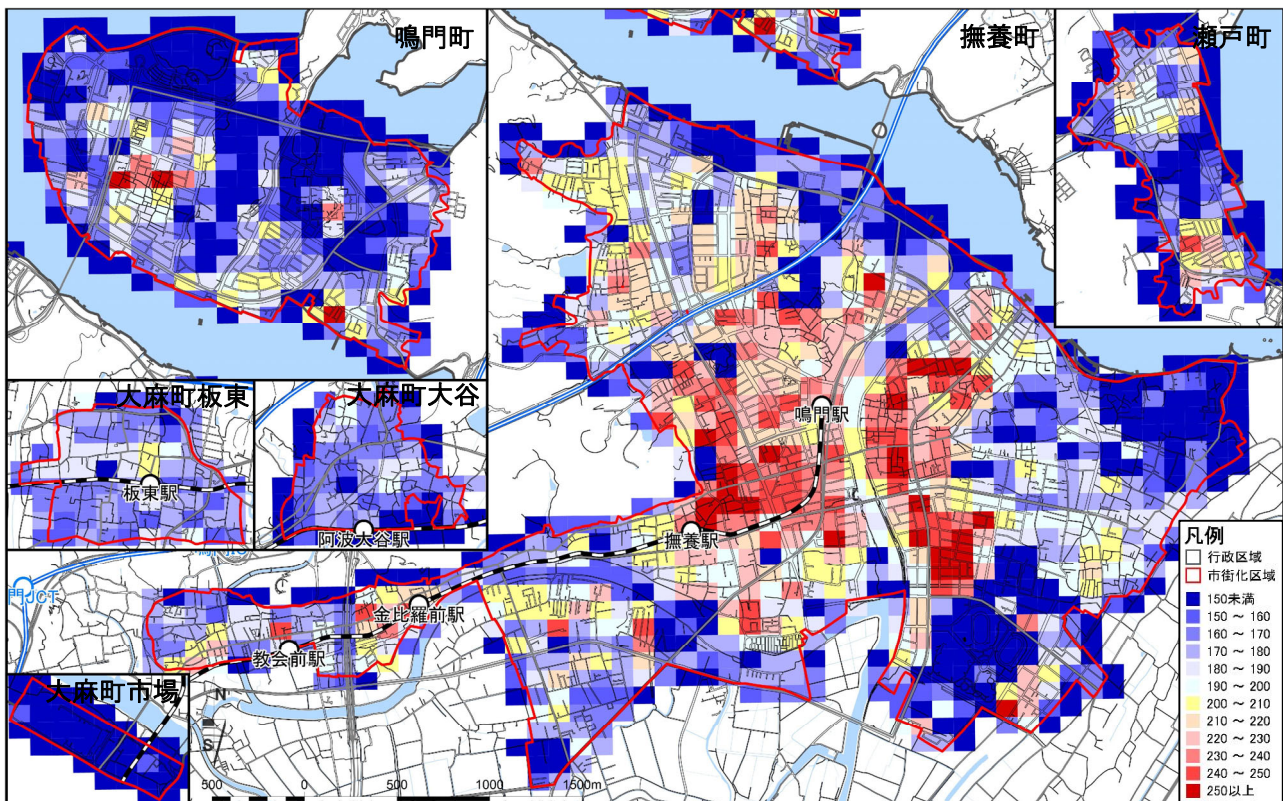
## 4—2. 誘導区域設定の前提条件等

### (1) STEP1 生活利便性が高くかつ人口集積のある区域(拠点レベル)

誘導区域の設定にあたり、市内の拠点性や生活利便性を表す「拠点レベル」を定量的に算出しました。用途地域を100mメッシュに分割し、メッシュごとに、「現況人口分布（平成27（2015）年）」、「将来人口分布（令和17（2035）年）」、「都市機能（商業・医療・福祉・文化・行政・避難・駅・バス停）施設へのアクセス性」の3つの視点から指標化しました。

「現況人口分布（平成27（2015）年）」、「将来人口密度（令和27（2045）年）」は、100mメッシュあたりの人口密度の値から、「都市機能（商業・医療・福祉・文化・行政・避難・駅・バス停）施設へのアクセス性」は、施設の重要度や機能性に応じ点数を配分し、各100mメッシュの偏差値（拠点レベル）を算出しました。

拠点レベルが高い（暖色系）ほど生活利便性が高く人口が集積している一方、拠点レベルが低い（寒色系）ほど生活利便性が低く人口の集積が低いことを示しています。



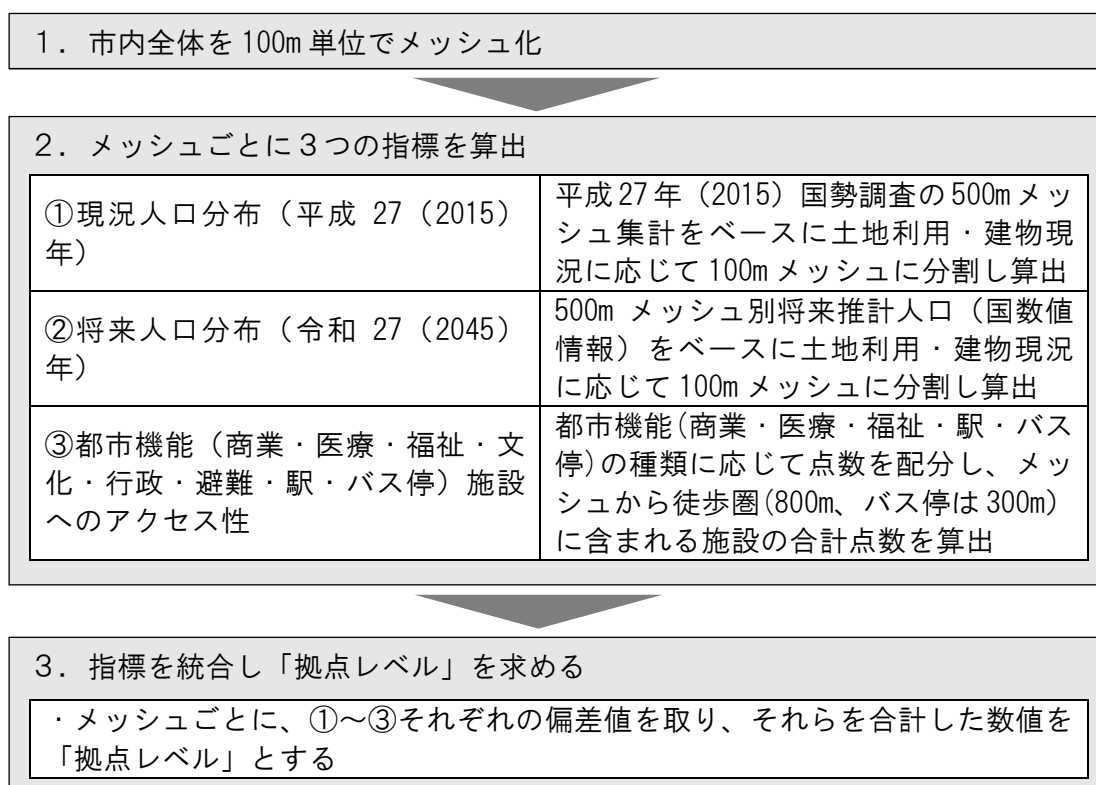
■生活利便性が高くかつ人口集積のある区域（拠点レベル）

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、国土数値情報

## (参考) 拠点レベルの算出フロー及び点数配分

「拠点レベル」は、「現況人口分布（平成 27（2015）年）」、「将来人口分布（令和 17(2035)年）」、「都市機能（商業・医療・福祉・文化・行政・避難・駅・バス停）施設へのアクセス性」の3つの視点から指標化しました。

また、「都市機能（商業・医療・福祉・文化・行政・避難・駅・バス停）施設へのアクセス性」は、施設の重要度や機能性に応じて、点数を配分しています。算出フローと点数配分は以下のとおりとなっています。



### ■算出フロー

### ■都市機能施設へのアクセス性に関する点数配分（商業、医療、福祉）

大分類	中分類	データ 個数	点数	点数の考え方
商業施設	スーパーマーケット（1000㎡以上）	7	5	・都市のサービスレベルを表し、拠点となる地区に立地すべき大規模な商業施設、病院に高い点数を与える。
	スーパーマーケット（1000㎡未満）	4	3	
	専門店・ホームセンター	28	2	
	コンビニエンスストア	23	1	
医療施設	病院・医療センター	7	5	・専門店・ホームセンターは、店舗の規模は大きいものの、専門店であるため低い点数とする。
	医院・診療所（複数科）	39	3	
	医院・診療所（単科）	3	1	
福祉施設	社会福祉複合施設	1	4	・福祉施設は市全体で均等に配置するという考え方もあるが、将来の高齢化を見据え、拠点となる社会福祉複合施設に高得点を与える。また、地域包括支援センターは地域包括ケアの核となるので高い得点を与える。
	地域包括支援センター	6	3	
	その他の通所型介護施設	50	2	
	障害児者福祉施設	14	1	

■都市機能施設へのアクセス性に関する点数配分（文化、行政、避難）

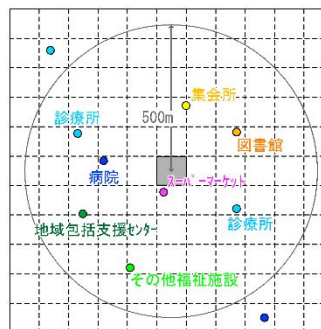
大分類	中分類	データ 個数	点数	点数の考え方
文化施設	市民交流センター	5	4	・文化施設の中でも市の拠点となる地区に立地すべき市民交流センターに高い点数を与える。また、利用頻度が高いと考えられる図書館や、市外からの来訪者も見込まれる資料館にやや高い点数を与える。
	図書館	1	3	
	資料館	5	2	
	公民館	11	1	
行政施設	市役所（本庁舎）	1	5	・市全体の中心に位置すべき市役所に高い点数を与える。
	板東連絡所	1	1	
避難施設	指定避難所	144	3	・避難施設は均等配置が前提であるため指定避難所に一律の得点を与える。

■都市機能施設へのアクセス性に関する点数配分（駅、バス停）

大分類	中分類	データ 個数	点数	点数の考え方
公共交通 （駅）	池谷駅	1	3	・特急列車が停車する池谷駅に高い点数を与える。
	それ以外の駅	7	1	
公共交通 （バス 停）	鳴門駅前バス停	1	5	・拠点となり得る鳴門駅前バス停に高い点数を与える。
	鳴門公園口バス停、高速鳴門バス停	2	4	
	その他バス停	62	3	
	コミュニティバス停	109	1	

【計算例】 右図の「■」の点数

スーパーマーケット 1000㎡以上（5点）× 1  
 + 病院（5点）× 1  
 + 医院・診療所（単科）（1点）× 2  
 + 地域包括支援センター（3点）× 1  
 + その他の通所型介護施設（2点）× 1  
 + 図書館（3点）× 1  
 + 公民館（1点）× 1      = 21点



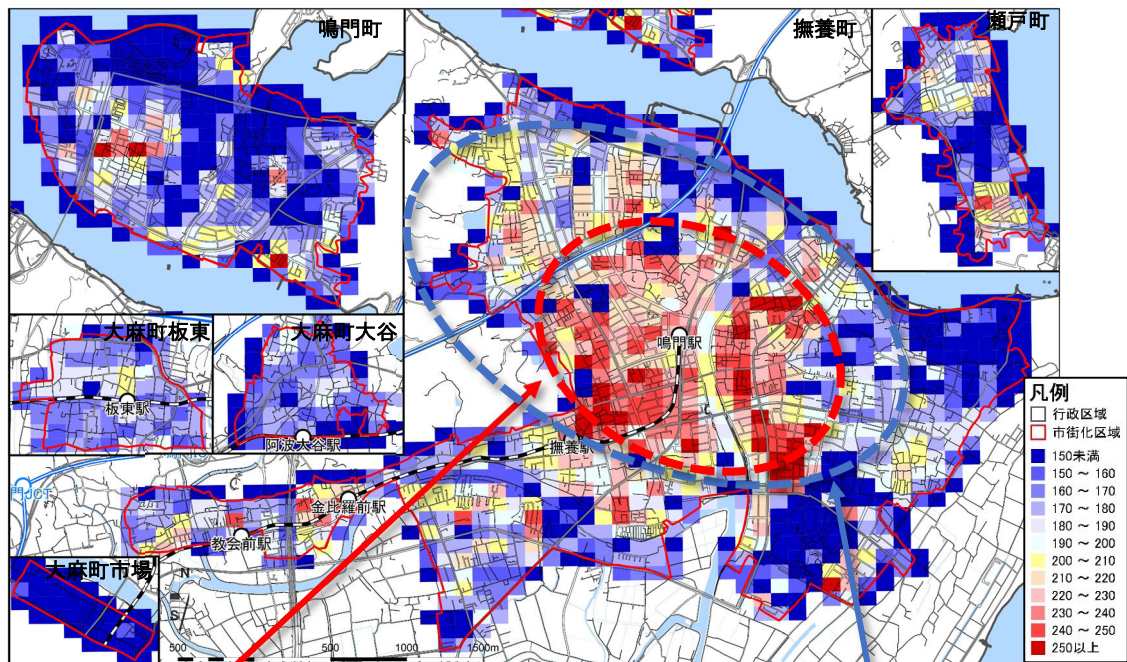
■計算例



## (2)STEP2 都市機能と居住の誘導を目指す範囲の設定

都市機能等のレベルに応じ「都市機能の誘導を目指す範囲」と「居住の誘導を目指す範囲」に区分するため、用途地域や土地利用状況を加味し判断しました。拠点レベルが高い範囲である「都市機能の誘導を目指す範囲」は、商業系用途地域が指定され、都市機能が多く集積している範囲としました。

一定レベルの分布が見込まれる「居住の誘導を目指す範囲」は、拠点レベルの色合いが概ね暖色系から寒色系に変わる範囲としました。

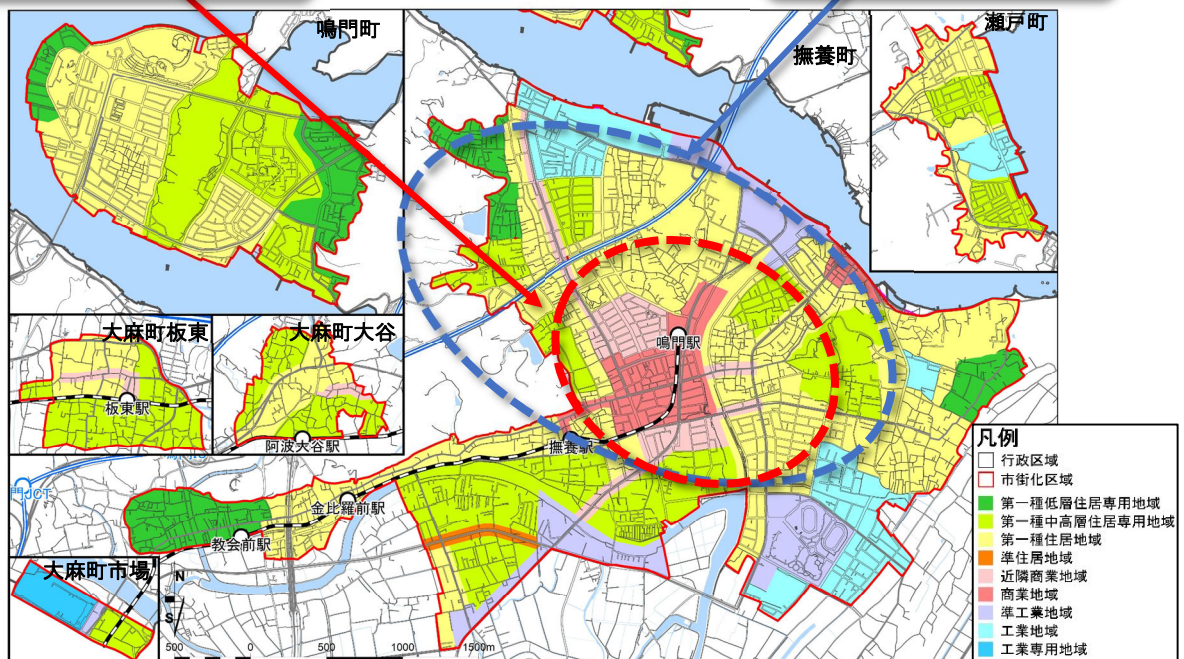


■都市機能と居住の誘導を目指す範囲

商業系用途地域周辺の都市機能が多く集積している範囲

資料：国勢調査、国土数値情報、国立社会保障・人口問題研究所

拠点レベルの色合いが概ね暖色系から寒色系に変わる範囲



■用途地域図

資料：国土数値情報（令和元年）



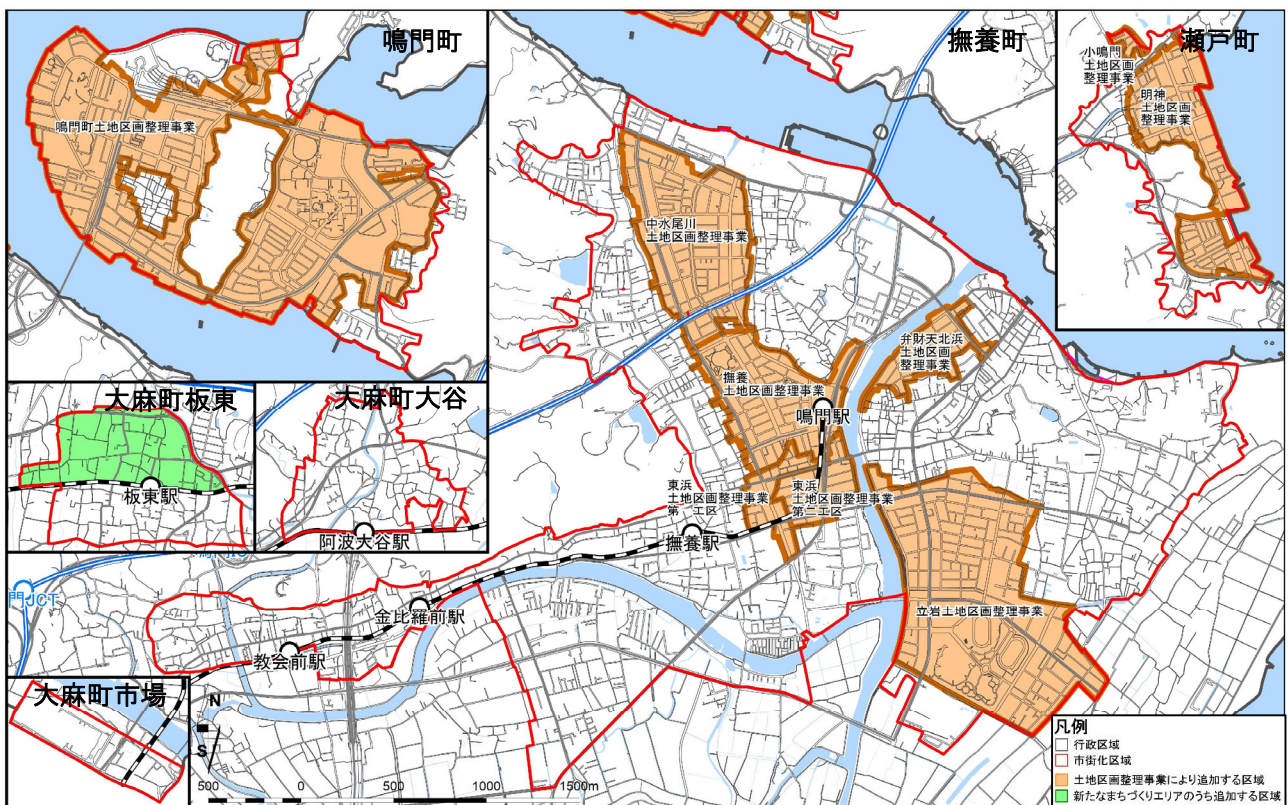
### (3)STEP3 人口の増加が見込まれる範囲の設定

土地区画整理事業等による市街地整備がすすめられた区域については、居住誘導策を講じるなどして積極的に居住を誘導するべきと考えられます。

本市でも土地区画整理事業を実施し、良好な住環境が整備されていることから、当該範囲も居住誘導区域として設定します。

また、都市計画マスタープランで掲げる新たなまちづくりエリアのうち、板東駅周辺を居住誘導区域として設定します。

板東駅周辺は、北側に都市機能が集積しており、「大麻町総合防災センター（仮称）」の整備も予定していることより、板東駅周辺の居住誘導区域は、高德線より北側の市街化区域内とします。



■人口の増加が見込まれる範囲

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

#### (4)STEP4—1 災害リスクに基づく区域

##### 1)誘導区域に含めない区域

都市再生特別措置法や都市計画運用指針等では、災害危険性の高い区域や住宅の建築が制限されている区域等を誘導区域として設定すべきではないと示されています。

都市機能及び居住を誘導しない区域（誘導区域に含めない区域）は、下表のとおりです。

■ 誘導区域に含めない区域

分類	法・指針上の位置づけ	鳴門市で想定されるリスク	リスクの取扱い	
都市再生特別措置法・政令	市街化調整区域	—	—	
	災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	<b>災害危険区域</b> (急傾斜地崩壊危険区域と同義)	<b>誘導区域に含めない</b>	
	農用地区域	—	—	
	集団の農地若しくは採草放牧地の区域 (農地法第5条 第2項第1号ロ)			
	自然公園の特別地域			
	保安林の区域、保安林予定森林の区域			
	原生自然環境保全地域	〃 特別地区	—	
	保安施設地区、保安施設地区に予定された地区 (森林法 第41条、第44条)			
	地すべり防止区域	<b>地すべり防止区域</b>	<b>誘導区域に含めない</b>	
	急傾斜地崩壊危険区域	<b>急傾斜地崩壊危険区域</b>		
	土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)	<b>土砂災害特別警戒区域</b>		
	都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 (特定都市河川浸水被害対策法 第56条第1項)	—	—	
都市計画運用指針	津波災害特別警戒区域	—	—	
	原則として含まない区域	<b>災害危険区域</b> (急傾斜地崩壊危険区域と同義)	<b>誘導区域に含めない</b>	
	災害リスクや警戒避難態勢の整備状況等を勘案し、適当でないと判断される場合、原則として含まない区域	土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項)	<b>土砂災害警戒区域</b>	<b>誘導区域に含めない</b>
		津波災害警戒区域	<b>津波災害警戒区域</b>	<b>慎重な判断を要する範囲</b>
		浸水想定区域 (水防法 第15条第1項4号)	<b>洪水浸水想定区域</b> (想定最大規模) (家屋等氾濫想定区域(河岸浸食))	
		高潮浸水想定区域	<b>津波浸水想定区域</b>	
		浸水の区域及びその他災害の発生のおそれのある区域 (津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号)		
	含めることについて慎重に判断することが望ましい区域	工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	<b>工業専用地域</b>	<b>誘導区域に含めない</b>
		特別用途地区や地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	—	—
		過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域		
工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域				

## 2)本市における「慎重な判断を要する範囲」について

本市の用途地域内にある「誘導区域を定められない区域」については、基本的に全ての誘導区域に含めないこととします。

「慎重な判断を要する範囲」のうち、津波災害警戒区域は、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域のことです。

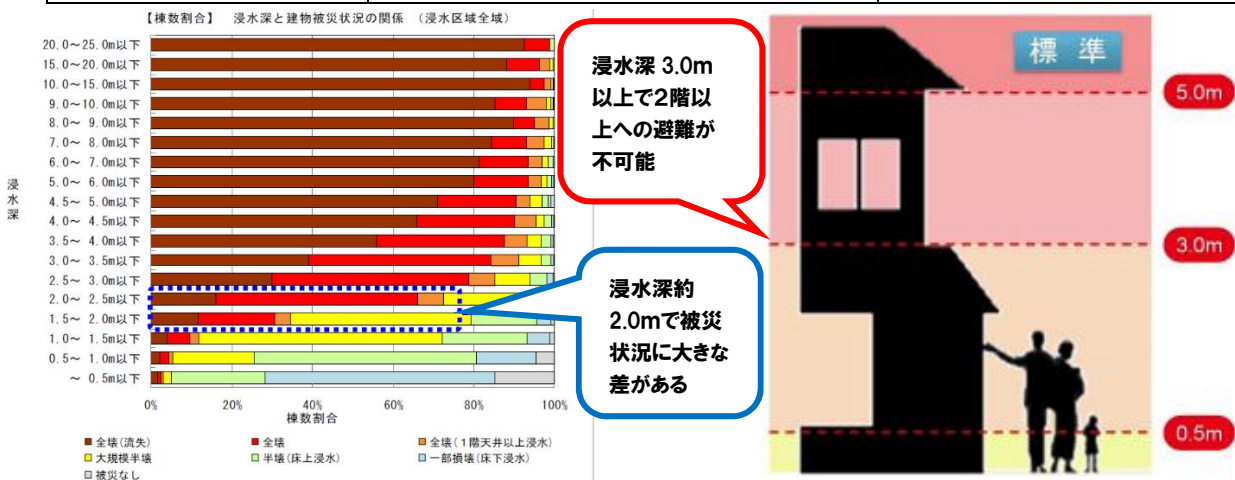
本市の市街化区域内の大部分に指定されていますが、これら市街化区域内は、既に都市基盤が整備され、多様な都市機能も集積し、一定規模の人口密度を有していることから、津波災害警戒区域を誘導区域から除外することは現実的ではありません。

国土交通省の「東日本大震災による被災現況調査結果について」によると、浸水深約 2.0m で被災状況に大きな差が生じるとされています。そこで、浸水深の情報を持つ津波浸水想定区域を用いることとし、原則として浸水深 2.0m 以上の区域を誘導区域に含めないこととします。

また、洪水、高潮の浸水想定区域は、浸水深 3.0m 以上で 2 階への避難が不可能となることから、浸水深 3.0m 以上の区域は、誘導区域に含めないこととします。

■本市における制度上定められない区域等と誘導区域における取扱い

都市計画運用指針上の位置づけ	定められない区域等	誘導区域設定における取扱い
災害リスクや警戒避難態勢の整備状況等を勘案し、適当でないと判断される場合、原則として含まない区域	津波災害警戒区域	誘導区域に含める
	洪水浸水想定区域(想定最大規模)	原則、浸水深 3.0m以上の区域は含めない
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)	誘導区域に含めない
	高潮浸水想定区域	原則、浸水深 3.0m以上の区域は含めない
	津波浸水想定区域	原則、浸水深 2.0m以上の区域は含めない



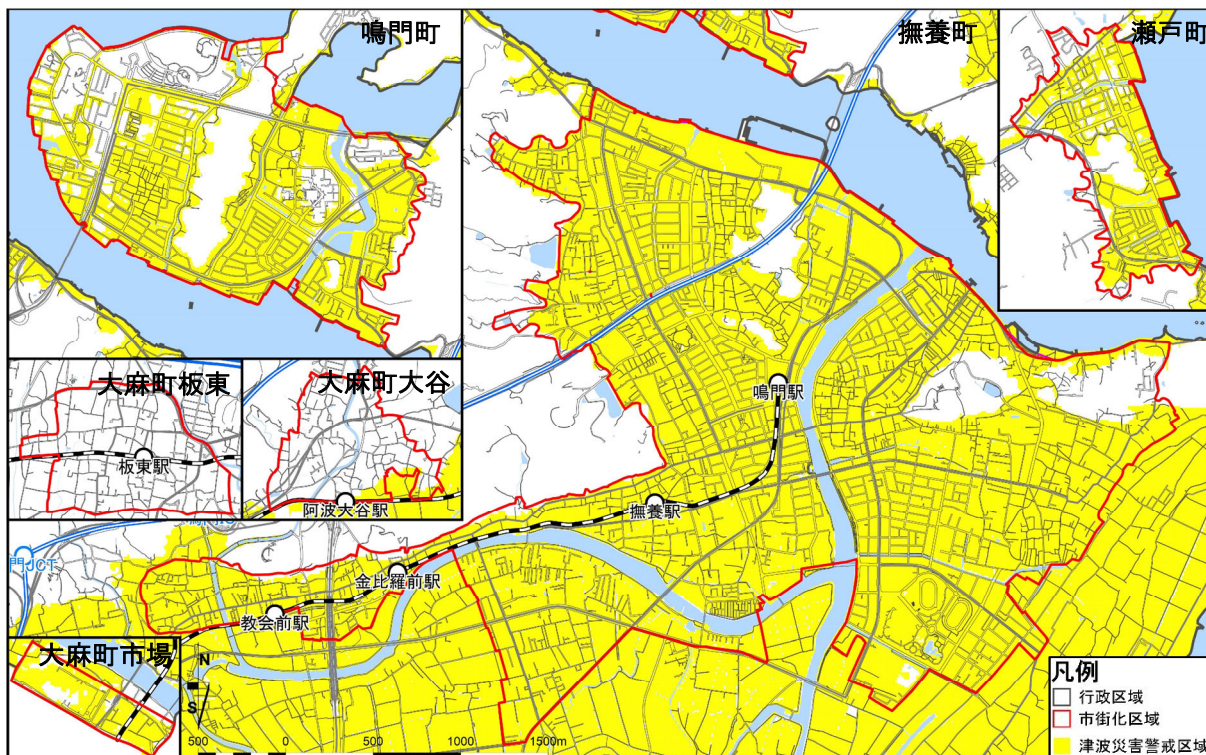
■東日本大震災における津波の浸水深と建物被災状況の関係 (左図)

出典：東日本大震災による被災現況調査結果について (第1次報告) (国土交通省)

■浸水深と建物の高さの関係(右図)

出典：洪水、高潮浸水想定区域図作成マニュアル (国土交通省)



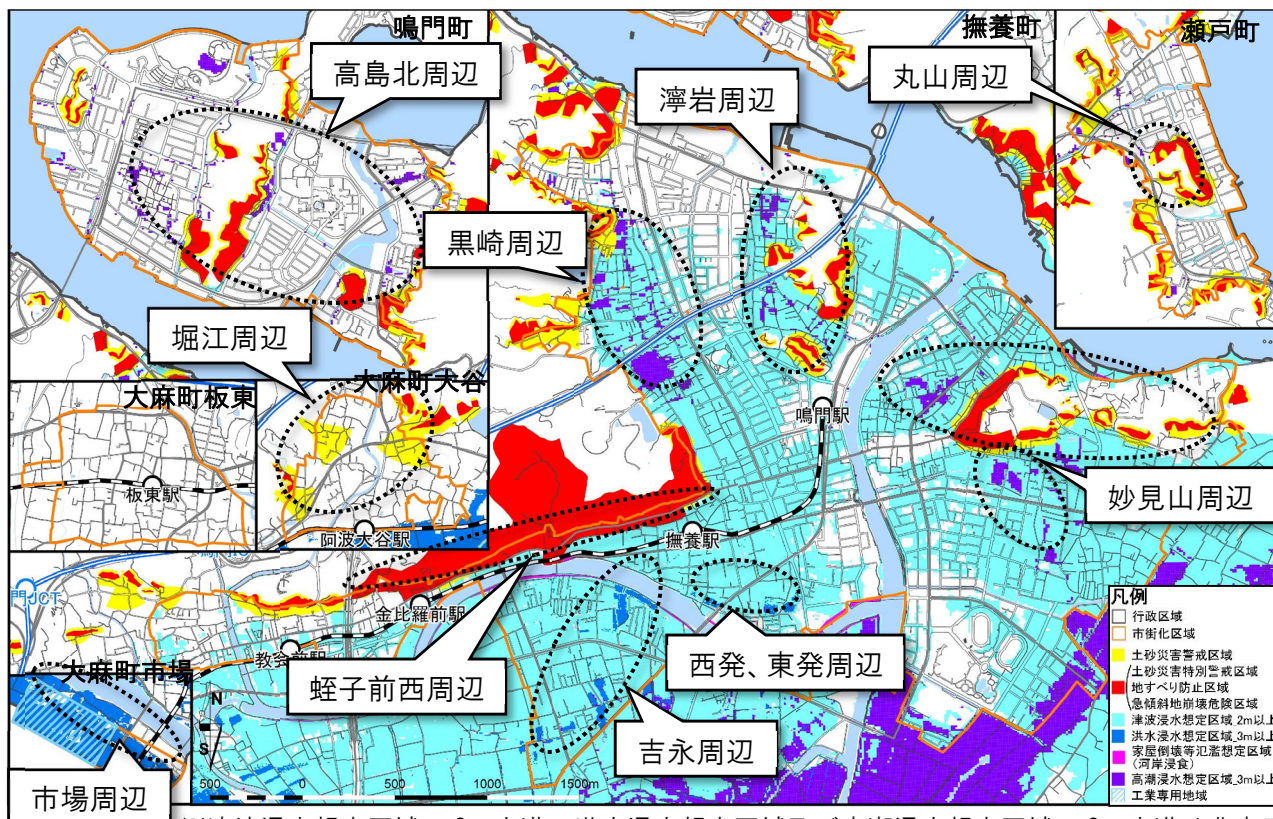


■津波災害警戒区域

資料：徳島県オープンデータポータルサイト（平成29年）

### 3)誘導区域に含めない区域

本市の誘導区域に定めない区域の分布状況を見ると、津波のリスクが中心市街地の大部分に広がっている他、洪水及び高潮のリスクが分散し、レッドゾーンも含めた土砂災害のリスクがみられます。



※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示

■誘導区域に定めない区域

資料：国土数値情報（土砂災害系・洪水・高潮：令和2年、津波浸水：平成28年）



#### (4) STEP4—2 避難可能地域を誘導しない区域から除外

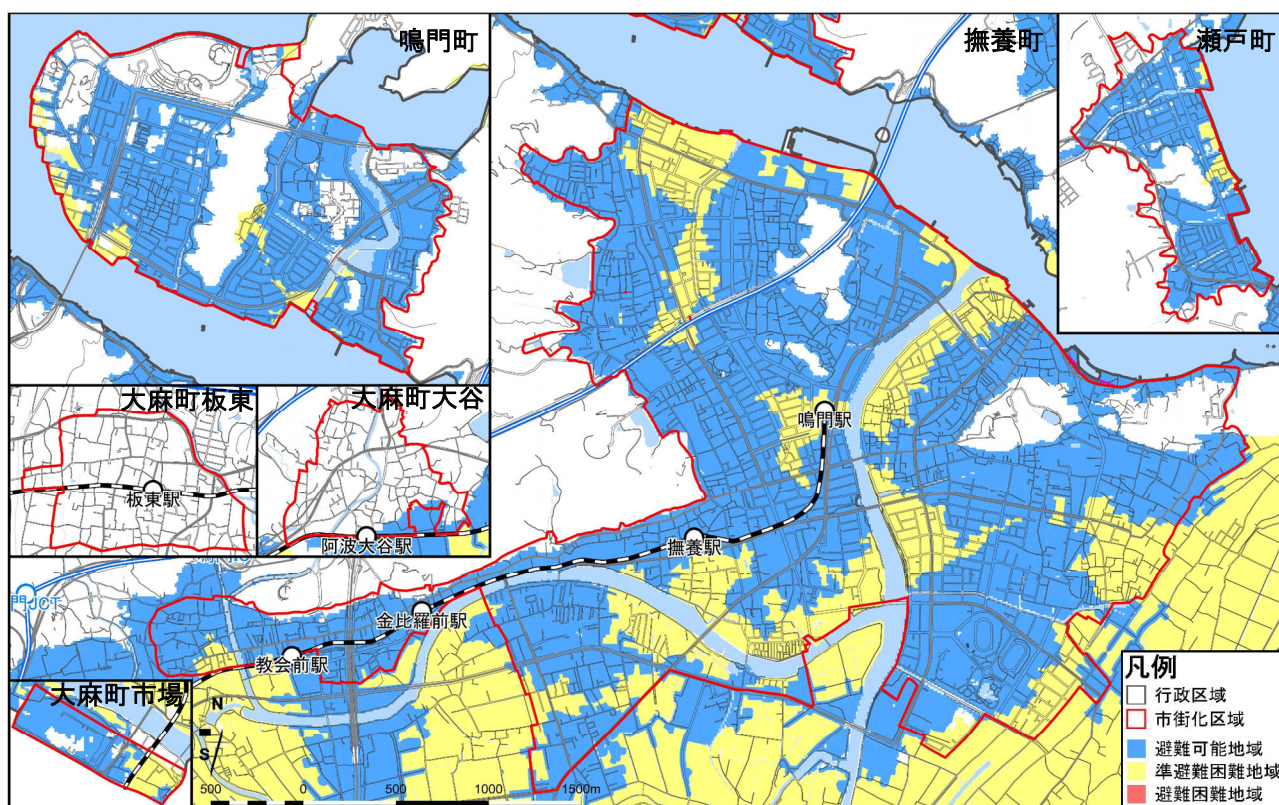
##### 1) 津波

###### ① 避難シミュレーションによる避難可能地域

本市は「南海トラフの巨大地震」の震源モデルをもとに徳島県が公表した「徳島県津波浸水想定区域」に基づき、「鳴門市津波避難計画（H26.3）」を策定しています。

「鳴門市津波避難計画（H26.3）」の中で、避難シミュレーションを行い、避難先までの避難距離に応じて以下の通り地域を指定しています。

- 「鳴門市津波避難計画（H26.3）」より
- 避難可能地域：500m 以内の地域（消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」）
  - 準避難困難地域：500m を超え 2,500m 以内の地域
  - 避難困難地域：2,500m（避難可能距離）を超える地域



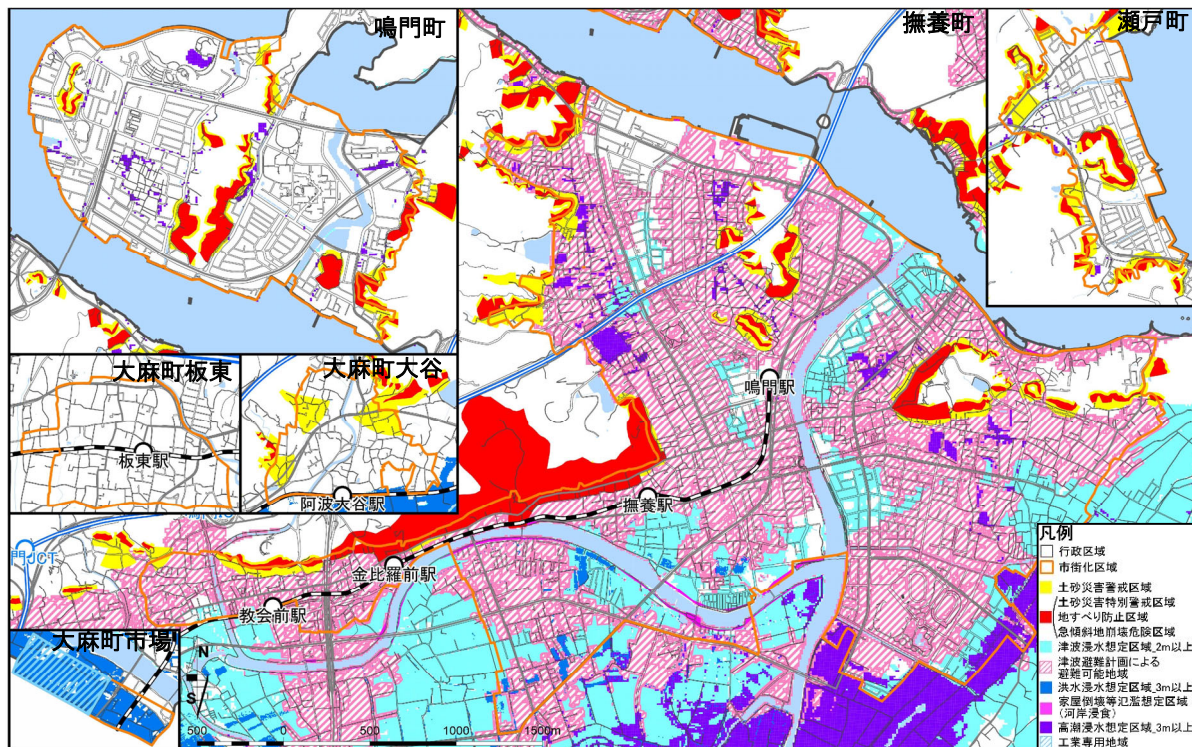
■ 避難シミュレーション

資料：鳴門市津波避難計画



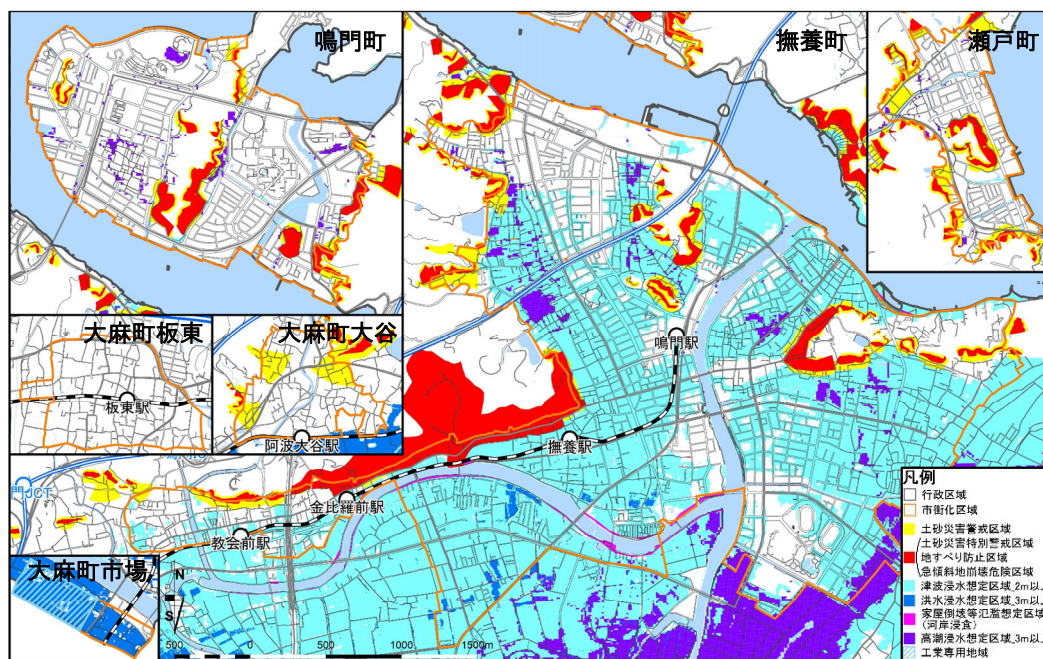
## ②避難可能地域の取扱い

本計画も「鳴門市津波避難計画（H26.3）」と同一の津波浸水想定区域を設定しているため、津波浸水想定区域の浸水深 2.0m 以上の区域のうち、「鳴門市津波避難計画（H26.3）」で指定した避難可能地域を誘導しない区域から除外する（誘導区域に定められる）こととします。



※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示  
 ■誘導区域に定めない区域と津波の避難可能地域

資料：国土数値情報（土砂災害系・洪水・高潮：令和2年、津波浸水：平成28年）、鳴門市津波避難計画



※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示  
 ■誘導区域に定めない区域（再掲）

資料：国土数値情報（土砂災害系・洪水・高潮：令和2年、津波浸水：平成28年）

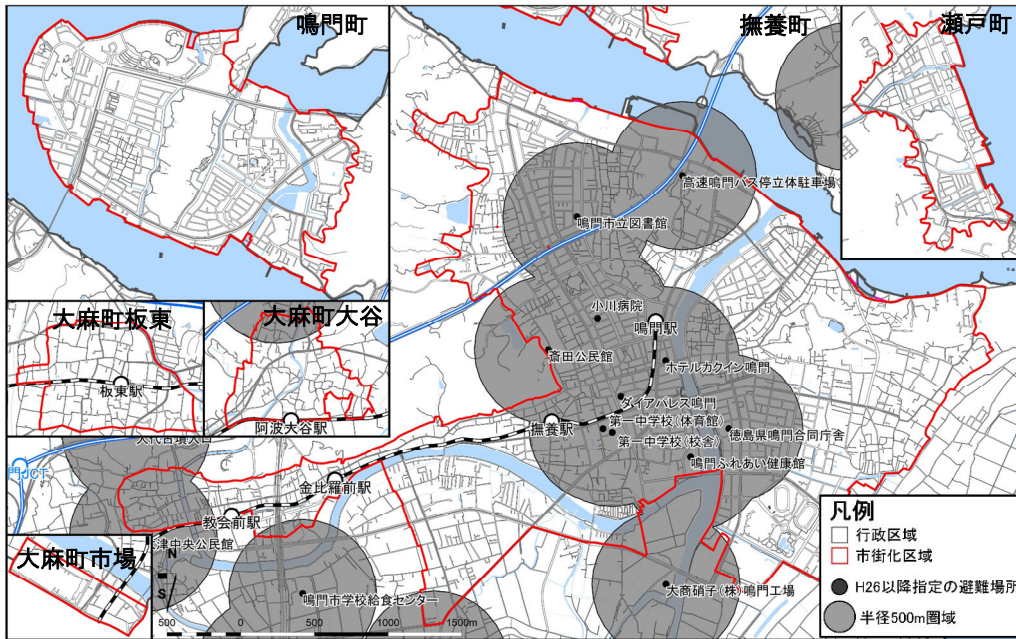


③「鳴門市津波避難計画（H26.3）」策定以降に指定された避難場所の追加

「鳴門市津波避難計画（H26.3）」の避難可能地域は、計画策定時点に指定されていた避難場所からの距離で設定しています。

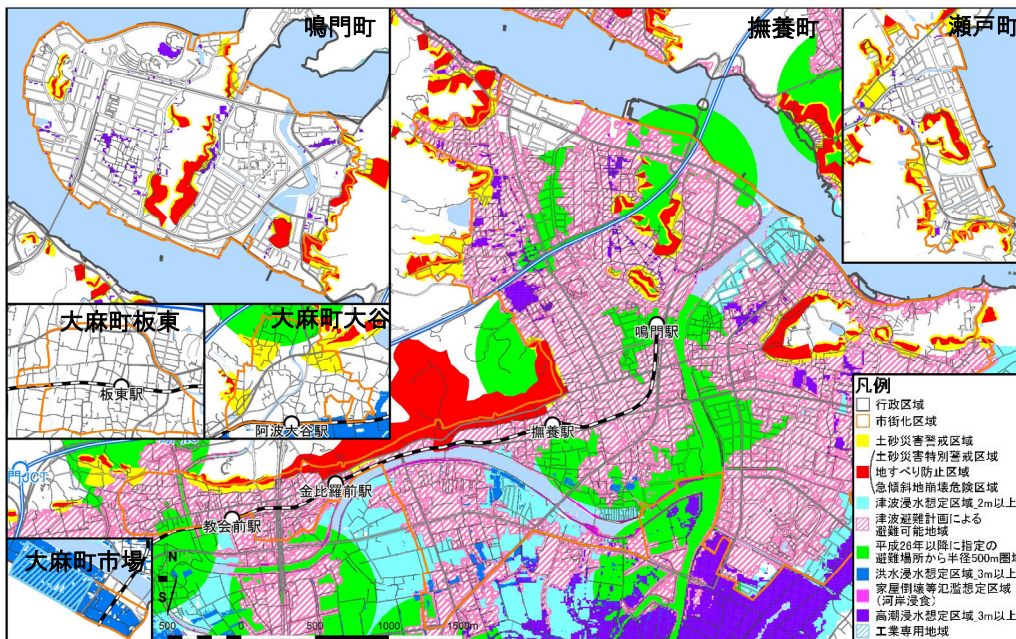
しかし、当該計画が策定された平成26年以降にも避難場所が追加されているため、それらを考慮する必要があります。

そこで、前述した避難可能地域に加えて、平成26年以降に指定された津波を対象とした避難場所から半径500m圏域は、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」に基づき、避難可能な地域として誘導区域の候補とします。



■平成26年以降指定の避難場所と半径500m圏域

資料：鳴門市



※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示

■誘導区域に定めない区域と津波の避難可能地域、避難場所から半径500m圏域

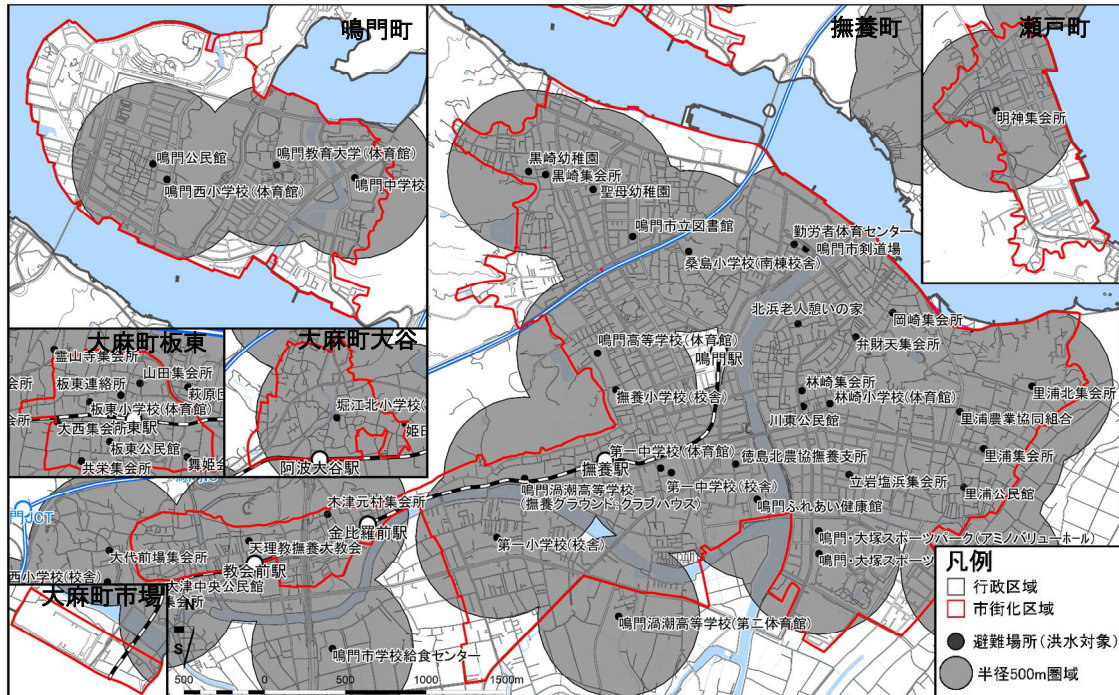
資料：国土数値情報（土砂災害系・洪水・高潮：令和2年、津波浸水：平成28年）、鳴門市



## 2)洪水、高潮

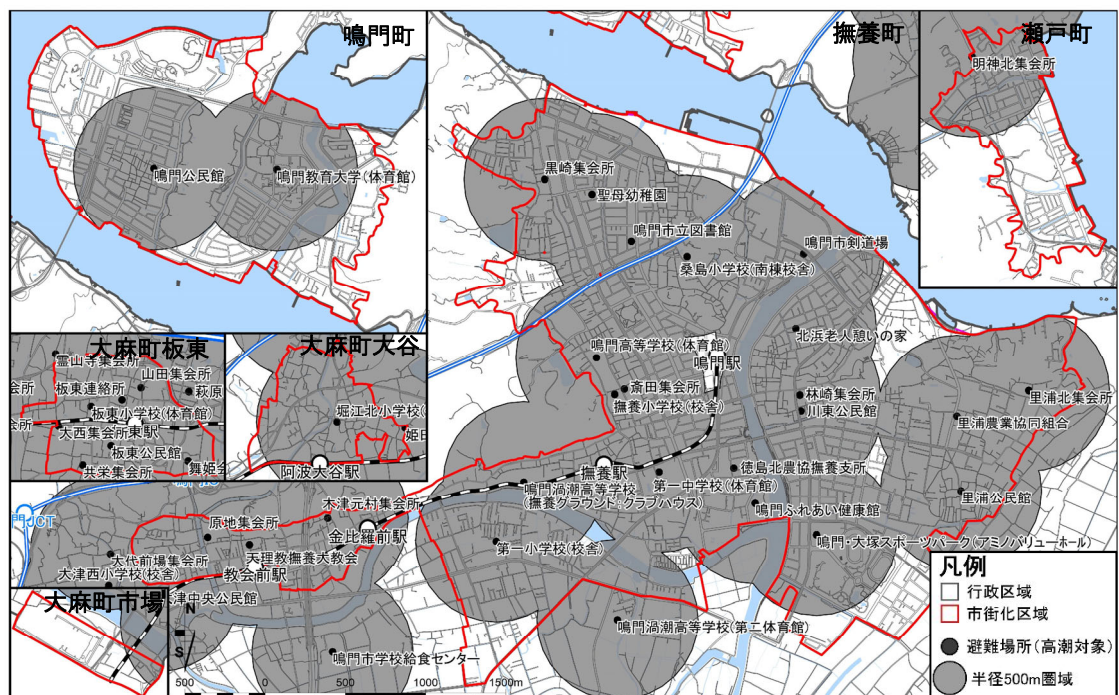
### ①洪水・高潮対象の避難場所による避難可能地域

洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域についても、津波と同様に消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」に基づき、洪水や高潮を対象とする避難場所から半径 500m 圏域は、避難可能な地域として誘導区域の候補とします。



■避難場所（洪水対象）と半径 500m 圏域

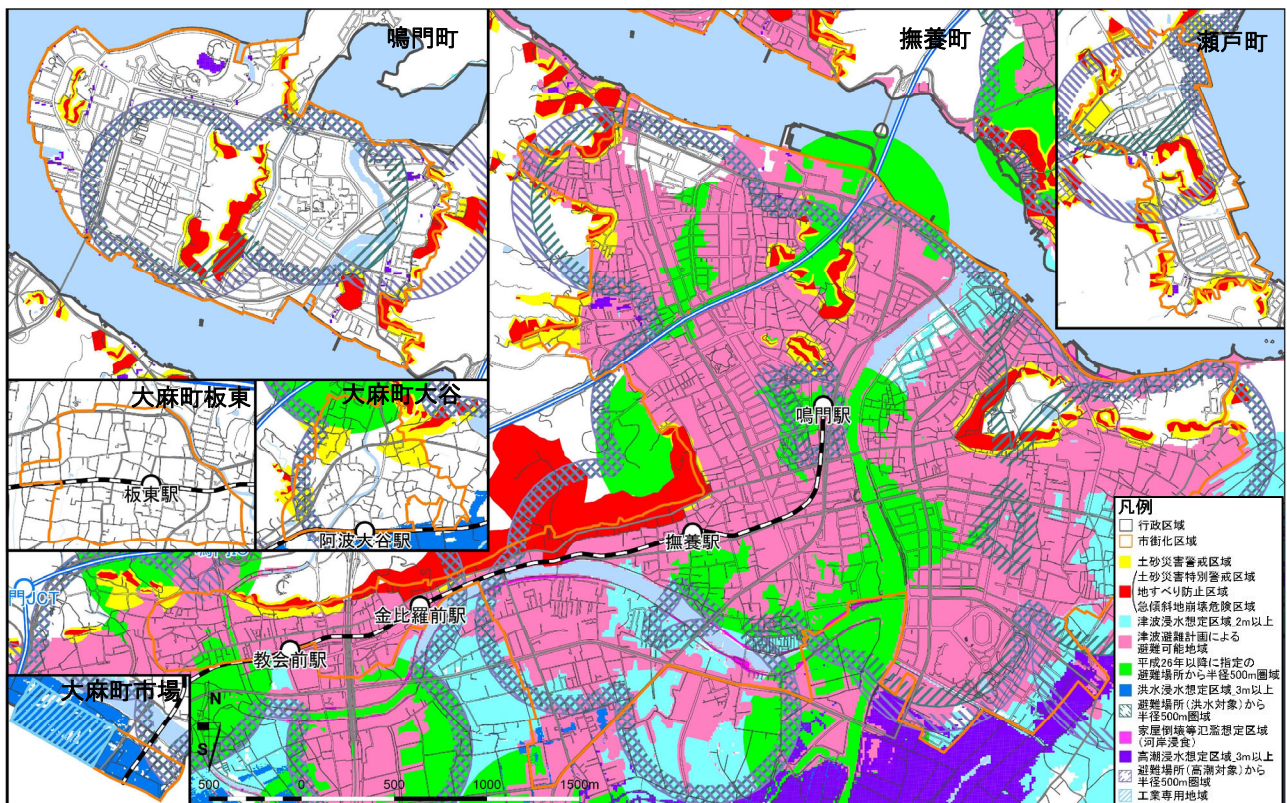
資料：鳴門市



■避難場所（高潮対象）と半径 500m 圏域

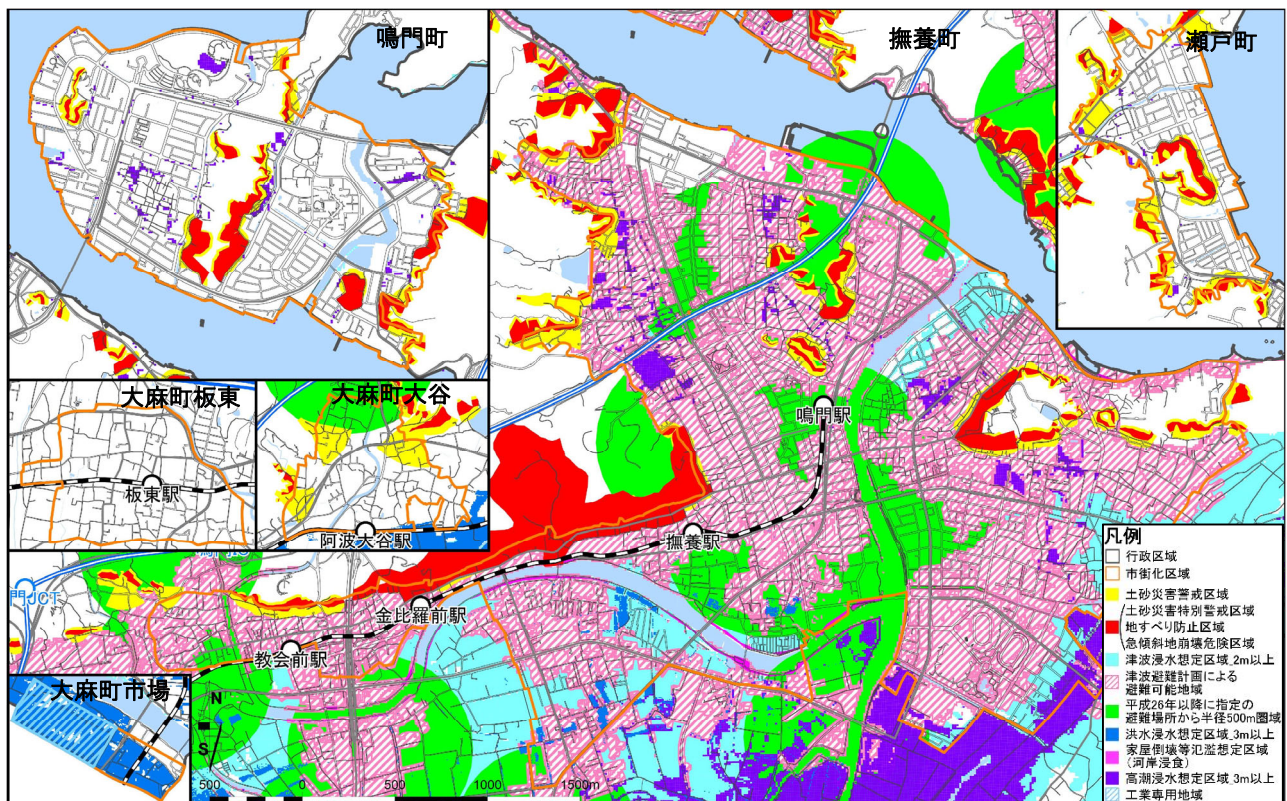
資料：鳴門市





※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示  
 ■誘導区域に定めない区域と避難場所から半径500m圏域（洪水、高潮追加）

資料：国土数値情報（土砂災害系・洪水・高潮：令和2年、津波浸水：平成28年）、鳴門市



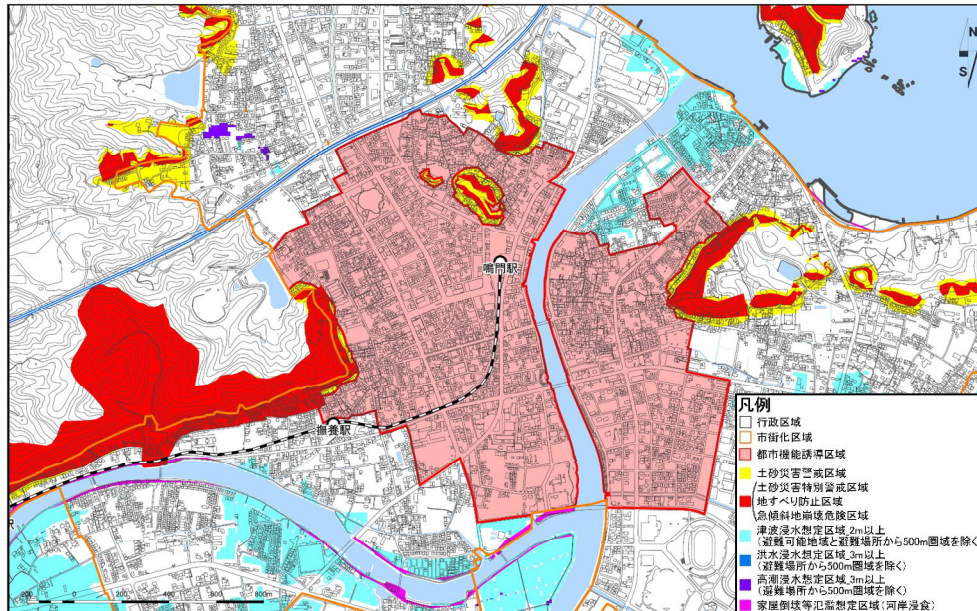
※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示  
 ■（再掲）誘導区域に定めない区域と津波の避難可能地域、避難場所から半径500m圏域

資料：国土数値情報（土砂災害系・洪水・高潮：令和2年、津波浸水：平成28年）、鳴門市



### 4—3. 都市機能誘導区域の設定 (STEP5)

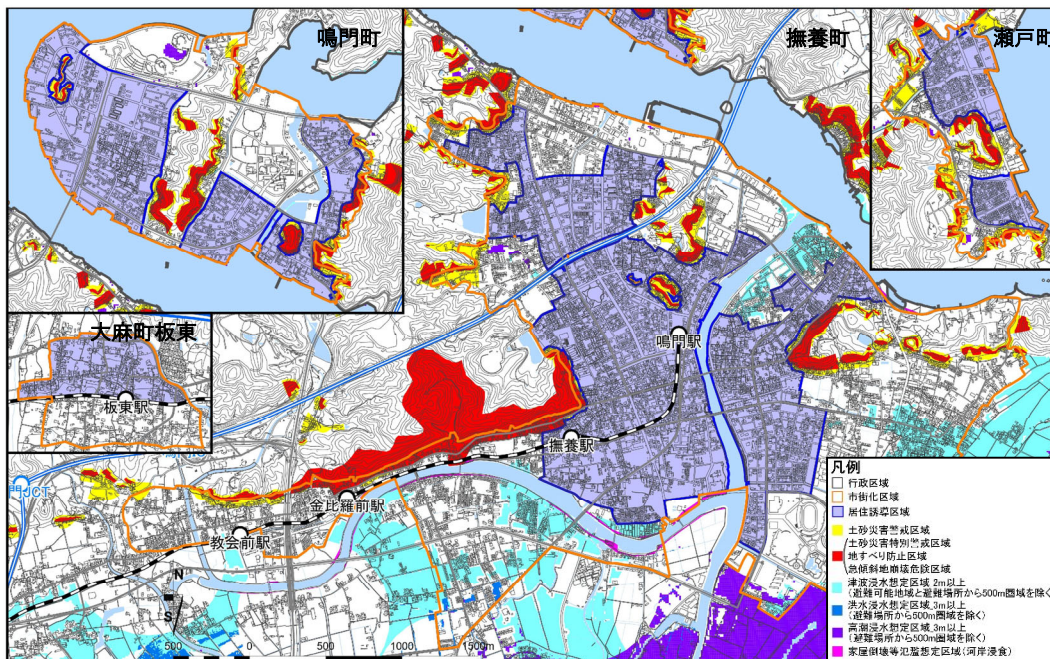
鉄道やバスなどの公共交通の発着地点であり、多くの都市機能が集積し、市民の暮らしを支える拠点である鳴門駅周辺を本市の都市機能誘導区域に設定します。



※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示  
 ■都市機能誘導区域

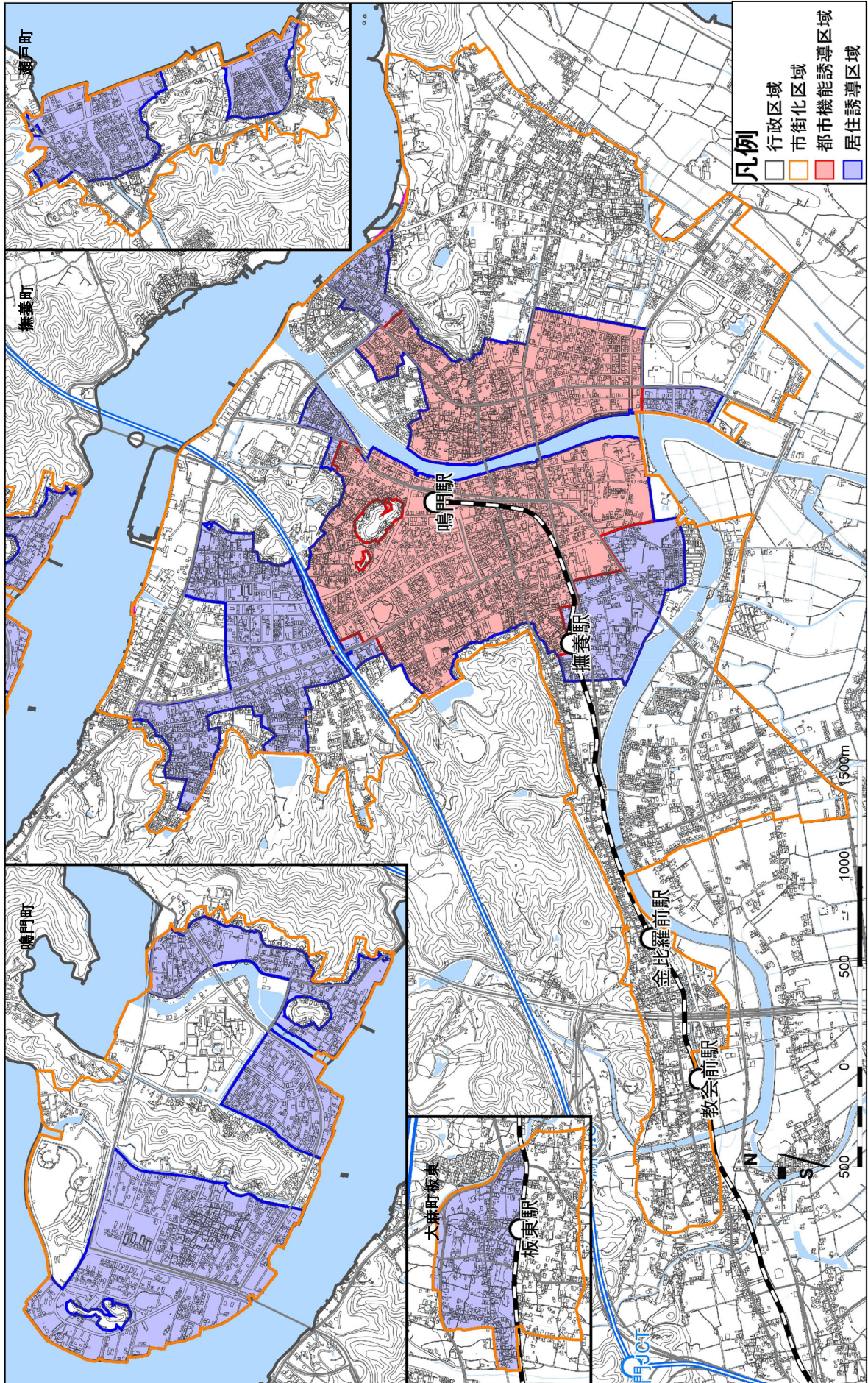
### 4—4. 居住誘導区域の設定 (STEP6)

商業、医療、福祉施設が比較的多く立地し、利便性が高く、一定程度の人口集積がみられる範囲を居住誘導区域に設定します。



※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示  
 ■居住誘導区域





■ 誘導区域図



## 4—5. 誘導施設の設定

誘導施設は、誰もが住み慣れた地域で安心して快適な暮らしができるように、都市機能誘導区域内において維持・確保すべき施設として設定します。

また、誘導施設は不足する機能を補うために新たな立地を誘導する施設だけでなく、既存施設について都市機能誘導区域内に維持すべき施設も含めて設定を行います。

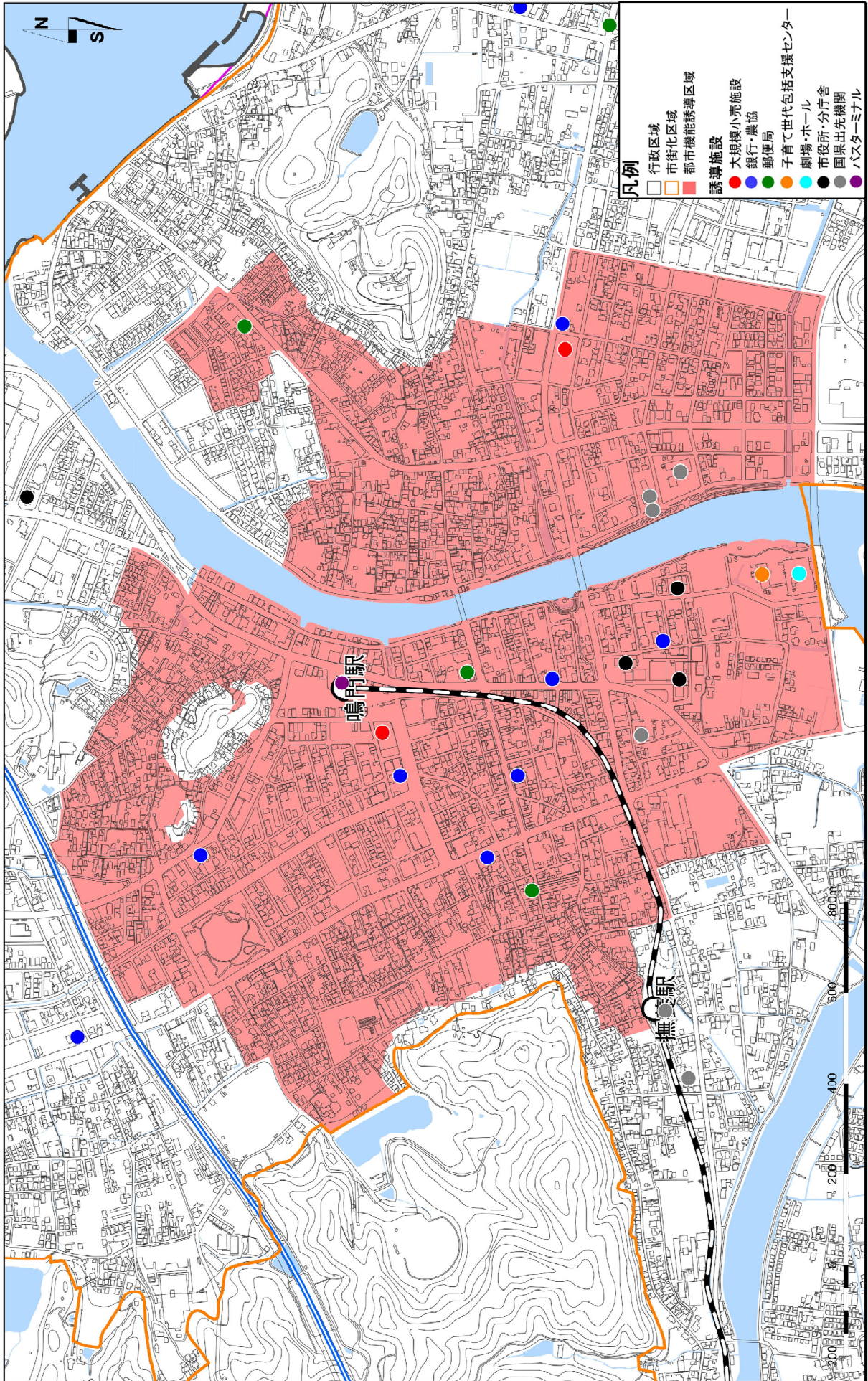
誘導施設は、施設の立地特性・立地状況、市民意向調査結果、本市の市内配置における考え方を踏まえ、以下の通り設定します。

なお、都市機能誘導区域外に以下の誘導施設を整備（建築行為・開発行為）しようとする場合は届出が必要となります。

### ■ 誘導施設

都市機能	具体施設	説明
商業施設	大規模小売施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗で、生鮮食品を扱う施設
金融施設	銀行・農協	銀行法第4条、農業協同組合法第92条の2のそれぞれに定める施設
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に定める施設
子育て支援施設	子育て世代包括支援センター	母子健康法第22条に定める施設
	子ども家庭センター	児童福祉法第10条の2に定める施設
情報交流施設	市民ホール、劇場・ホール	市民福祉の増進及び芸術文化の向上を図るため、市が設置する施設
行政施設	市役所・分庁舎、国県出先機関	地方自治法第4条第1項に定める施設、国や県の行政機関において地域に置かれる補助機関
交通施設	バスターミナル（鳴門駅前）	バス交通の拠点としての機能を有する施設





■ 誘導施設図



## 4—6. 誘導区域外の考え方

立地適正化計画においては、都市計画区域内、居住誘導区域は市街化区域内が対象エリアとなります。

居住誘導区域は、居住誘導区域外から居住誘導区域内に住み替えを強制するものではなく、長期的な視点で緩やかに居住を誘導するものであるため、現在、居住誘導区域外に居住している市民の生活環境にも配慮する必要があります。

また、居住誘導区域外においても、旧合併町の拠点となっていた集落等が点在し、市民の生活や農業等が営まれ、地域の文化・歴史が育まれています。

本市においては、土地区画整理事業で推進してきた都市基盤ストックの強みを活かしながら、中心市街地の再構築、生活拠点の拠点性の強化とともにこれらをつなぐ既存の公共交通手段を最大限活用した交通ネットワークを目指していることから、居住誘導区域内においては、各拠点の都市機能を維持・確保するとともに、居住誘導区域外においては、農業や漁業を始めとした産業振興や観光等と連携しながら、誘導区域内外との関係性を深めることで、市全体として持続可能なまちづくりを進めていきます。

このため、市街化調整区域や都市計画区域外を含む居住誘導区域外においても、鳴門市都市計画マスタープランや鳴門市地域公共交通計画等と連携しながら豊かな自然環境やゆとりある敷地条件等を活かし、既存の居住環境を保全するとともに、良好な居住環境の形成や健全なコミュニティの維持に向けた取組みを今後も進めていきます。

